

統合までの間の入学等対応策

1 統合までの間(令和3、4年)に入学する中学校について

令和3年4月、令和4年4月に入学する児童のうち、金杉台中学校の指定学区に居住している児童については、金杉台中学校に入学し、令和5年4月の統合時に御滝中学校に転校していただくことを原則とする。

ただし、以下の①、②に該当する場合、通学指定校変更を申請することにより御滝中学校に指定校変更することができる。

- ① 入学時に御滝中学校2、3年生に兄・姉が在籍している
- ② 統合時に転校することを望まない

※「金杉台中学校に希望する部活動がない」の理由は

「② 統合時に転校することを望まない」の理由に含むこととします。

金杉台中学校を選択できる選択地域に居住し、金杉台中学校を希望する児童は、金杉台中学校に入学し、令和5年4月の統合時に御滝中学校に転校していただくことを原則とする。

2 統合までの間(令和3、4年)に入学する児童の制服・学用品等について

令和3年4月、令和4年4月に入学する児童のうち、金杉台中学校に入学する児童については、金杉台中学校の制服、御滝中学校の制服、どちらを着用してもよいものとする。

また、令和5年4月の統合後も、卒業まで金杉台中学校の制服を着用できるものとし、また、希望する生徒には制服バンクやリサイクルを利用して御滝中学校の制服も着用できるよう、今後、準備を進める。

なお、制服以外の学用品等についても、保護者に転校による金銭的負担が生じないように両校で調整する。

3 統合に向けた生徒の交流について

統合に向けて、両校の教育課程や学校行事等を調整し、生徒たちの交流事業を計画する。また両校で類似する部活動がある場合は、合同練習などの交流を行うことを検討する。

統合までの間の入学等対応策 フローチャート

